



## 会社役員が海外勤務となった場合

### 第268回

能見さん：みらい先生、ご無沙汰しております。以前ご相談した弊社マレーシア支店ですが、コロナの影響もあり業績が落ち込んでおります。そこで各種管理体制や事業内容について抜本的な見直しが必要な状況となっており、弊社役員が2年程度マレーシア支店に赴任する案が出ています。

みらい：出張ではなく駐在されるのですか？

能見さん：はい。日本本社もかねてより中長期計画として海外事業に力を入れており、マレーシアでの事業を軌道に乗せ、会社を確実に成長させたい狙いがあります。他拠点への展開も視野に置いており、海外における事業展開はわが社の一大プロジェクトとなっています。

みらい：それは力が入りますね。応援していますよ。

能見さん：そこで、みらい先生にご相談ですが、海外に赴任する役員の役員報酬に対してはどのように源泉徴収すればよいのでしょうか？

みらい：今回赴任される役員の方の職務内容によりますね。日本法人の役員としての勤務に基づく役員報酬であれば、国内国外の勤務を問わず、また国内国外での支払を問わず、全て合わせて日本で源泉徴収をする必要があります。

能見さん：なるほど。役員と従業員での取扱いは異なりますか？今回赴任する予定の役員は、マレーシア支店の支店長として常時勤務すると聞いています。ちなみに、その報酬は現地支店から直接本人に支払われるそうです。

みらい：いい質問ですね。従業員の場合、1年以上の海外勤務であれば非居住者となりますので、国外勤務に基づく給与について日本では課税されません。しかし、日本法人の役員としての場合は、勤務地が国外であってもその役員報酬の全額が国内源泉所得となりますので、報酬金額に対して20.42%の源泉徴収を行うこととなります。

能見さん：日本では役員ですが、マレーシア現地で

従業員とみられることもあるのでしょうか。

みらいさん：はい。日本法人の役員であっても、赴任先での職務内容によっては、日本での「使用人兼務役員」の場合と同様にその報酬が「使用人分」とであるとみなされ、先ほど説明した日本での源泉徴収が不要となるケースがあります。今回の場合、マレーシア支店の支店長として常時勤務するとのことですので、このケースに該当する可能性がありますね。その報酬が使用人分である場合には、勤務地が国外であれば国外勤務に基づく給与となり、日本での源泉徴収は必要ありません。現地での税務手続きのみとなります。

能見さん：なるほど、みらい先生に相談しておいてよかったです。出国する前に職務内容や給与の支払い方法などについてよく検討しておく必要がありますね。

みらい：そうですね。あともう一点、役員報酬や従業員給与等については、両国の所得税や日馬租税条約により、課税の取り扱いが定められています。課税関係については、これらを確認してくださいね。

能見さん：わかりました。みらい先生、ありがとうございました。

みらい：久しぶりにお元気そうなお姿を拝見できてよかったです。また何かあればいつでもご相談ください。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/